

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	専用水道水質検査	入 基 L P S - X - 1 0 9 4 2	
		承 認	令和 6 年 2 月 2 8 日
		作 成	令和 6 年 2 月 2 8 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	中警団基地業務群施設隊

1. 総則

1.1 適用範囲 本仕様書は、専用水道水質検査（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 役務内容 履行内容書（別紙）による。

1.3 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。

- 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- 水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号）
- 水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第245号）
- 水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務共通仕様書」
- その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2. 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

2.1 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。

2.2 契約相手方は、基地内において本役務の履行に必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。

2.3 契約相手方は基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

2.4 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。

また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。

2.5 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を、当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。

また、役務完成後速やかに返納すること。

2.6 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。

2.7 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

3. 基地内における共通規定事項

3.1 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、休憩時間は監督官の指示に従い、1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。

3.2 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し通行する。

品名又は件名	専用水道水質検査
--------	----------

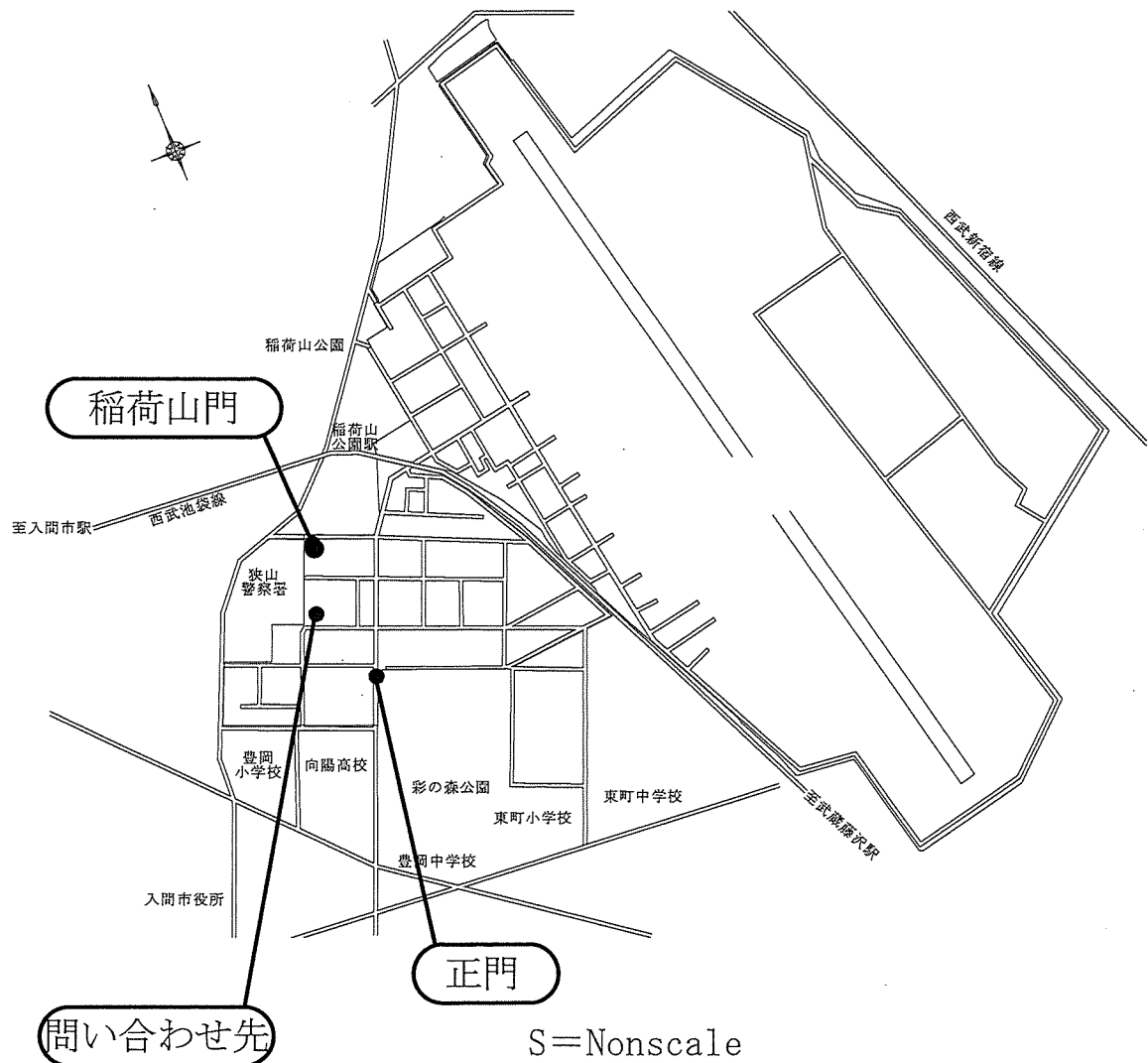
- 3.3 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
- 3.4 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。
- 3.5 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこと。
- 3.6 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。
4. 役務の一時中止、履行期限の変更
役務の一時中止、履行期限の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。
5. 管理事項
 - 5.1 役務の実施にあたっては安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
 - 5.2 役務に伴い破損した箇所は、契約相手側の責任において現状に復旧するものとする。
 - 5.3 履行場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
 - 5.4 履行写真は、履行前、中、後、履行完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、履行経過の記録帳（履行写真帳）を提出するものとする。
 - 5.5 履行写真の撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。
6. 提出書類等
契約相手方は、以下の書類等を提出しなければならない。ただし、監督官が提出を要しないと指示したものは除く。
 - 6.1 役務関係書類
 - a) 着手届
 - b) 現場代理人等通知書
 - c) 工程表
 - d) 完了通知書
 - e) 履行写真
 - f) 役務打合せ簿
7. 現場管理
 - 7.1 履行管理
現場代理人は、役務履行に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする履行の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。
 - 7.2 現場代理人
 - a) 現場代理人は履行現場に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし、履行現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には、常駐を要しないことができる。
 - b) 履行期間中は監督官と履行の開始前、終了後に必要な調整を行う。
 - c) 品質、工程等の履行管理を行う。

- d) 役務関係者に、役務関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
- e) 既存施設部分、役務目的物の履行済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、役務に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
- f) 役務の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- g) 化学製品の取扱いに当たり、健康と安全の確保及び環境保全に努める。
- 7.3 後片付け
 - 役務の完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
- 8. 材料
 - 8.1 材料の品質等
 - a) 設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、規格証明書又は性能等を証明できる資料を監督官に提出する。ただし、仮設に使用する材料についてはこの限りではない。
 - b) J I S（日本産業規格）又は J A S（日本農林規格）のマーク表示のある材料を使用する場合は、資料の提出を省略することができる。
 - c) 役務に使用する材料は、着手に先立ち色見本及び承認図等を監督官に提出し、承認を得る。特に設計図書に定めるメーカー以外の材料を使用する場合は、品質及び性能が同等品以上であることの証明となる資料を提出し承認を得るものとする。
 - 8.2 材料の検査
 - a) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。
 - b) 現場に搬入した材料のうち不合格となった役務材料については、遅滞なく役務現場から搬出させ、良品と交換しなければならない。この場合において、交換した材料については再検査をするものとする。
 - 8.3 材料の管理
 - a) 品質管理に注意し、破損等においては契約相手方の責任において処置するものとする。
 - b) 盗難紛失等があった場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
- 9. 履行
 - 9.1 履行
 - a) 履行は、履行内容書及び監督官の承諾を受けた工程表等に従って行う。
 - b) 別契約役務と履行上密接に関連する役務については、監督官の調整に協力し、当該役務関係者ととともに、役務全体の円滑な履行に努める。
- 10. 検査・確認
 - 契約相手方は、検査又は確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。
また、原則監督官の立会いのもとに実施する。
 - 10.1 完成検査
 - 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。
 - a) 仕様書に示す役務完了
 - b) 仕様書に示す役務関係書類の提出
 - c) その他監督官の指示する事項

履行内容書

品名又は件名：専用水道水質検査

案内図



問い合わせ先

住所：埼玉県稲荷山市稲荷山2-3

(航空自衛隊入間基地)

電話：04-2953-6131

(内線) 2632

履行関係者以外
への複製を禁ずる

物 品 番 号		形 名	
品 名 又は 件 名	専用水道水質検査	設置年月日	

1 水質検査項目等

(1) 検査項目及び採水場所ならびに検査回数

付表第1「水質検査計画表」及び付表第2「水質検査項目一覧表」による。

(2) 試料容器の準備

ア 契約相手方は、検査項目に対し、採水容器を準備すること。

イ 採水容器の洗浄については、契約相手方の責任において十分に行うこと。

(3) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れて冷却し、破損防止の措置を施して運搬すること。

2 検査方法

指標菌検査及びクリプトスポリジウム検査は、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（健水第0330006号）による。

3 現場での測定

(1) 水温、残留塩素等は現場で測定を行うものとする。そのための測定器具等は契約相手方が準備すること。

(2) 検査項目及び採水場所を表示した現場写真撮影を行う。また、採水終了後の採水瓶の撮影を行うこと。

4 速報値の報告

水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回の結果より著しく変化した場合は、検査項目ごとに数値及び推測される原因内容を、速やかに監督官へ報告すること。

5 完成検査

履行完了後、契約相手方は、監督官立会のもと、現地又は検査官が指示した場所にて行う。

水質検査計画表

番号	検 査 名	検査項目数	検査回数	採水箇所	採 水 場 所
1	毎月検査	9 項目	1 2	4	履行場所①、履行場所② 履行場所③、履行場所④
2	3 月検査	1 9 項目	4	2	履行場所①、履行場所④
3	1 年検査	2 3 項目	1	2	履行場所①、履行場所④
4	指標菌検査	1 項目	4	2	履行場所⑤、履行場所⑥
5	原水検査	3 9 項目	1	2	履行場所⑤、履行場所⑥
6	四塩化炭素検査 (1 検体)	1 項目	8	1	履行場所④
7	四塩化炭素検査 (2 検体)	1 項目	4	2	履行場所④、履行場所⑤
8	クリプトスポリジウム検査	1 項目	1	4	履行場所①、履行場所④ 履行場所⑤、履行場所⑥

凡例

NO.	履 行 場 所	採 水 場 所
1	履行場所①	浄水場水栓 (入間基地内)
2	履行場所②	東地区管末水栓 (入間基地内)
3	履行場所③	西地区管末水栓 (入間基地内)
4	履行場所④	井戸浄水水栓 (入間基地内)
5	履行場所⑤	井戸原水 (入間基地内)
6	履行場所⑥	水源地原水 (入間市鍵山 3 - 9 2 1)

※採水場所は基準とする。

[illegible]